

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 東海財務局長

**【提出日】** 平成23年2月10日

**【四半期会計期間】** 第51期第2四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

**【会社名】** 藤久株式会社

**【英訳名】** FUJIKYU CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 後藤 薫徳

**【本店の所在の場所】** 名古屋市名東区高社一丁目210番地

**【電話番号】** (052)774 - 1181(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役総務部長兼経営企画室長 佐藤 哲雄

**【最寄りの連絡場所】** 名古屋市名東区高社一丁目210番地

**【電話番号】** (052)774 - 1181(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役総務部長兼経営企画室長 佐藤 哲雄

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第50期 第2四半期 累計期間	第51期 第2四半期 累計期間	第50期 第2四半期 会計期間	第51期 第2四半期 会計期間	第50期
会計期間	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 7月1日 至 平成22年 6月30日
売上高 (千円)	10,568,312	10,482,650	5,571,648	5,550,639	21,904,001
経常利益 (千円)	271,693	235,090	255,705	284,750	1,112,084
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失( ) (千円)	84,277	43,645	47,754	114,727	277,264
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)			2,375,850	2,375,850	2,375,850
発行済株式総数 (株)			5,505,000	5,505,000	5,505,000
純資産額 (千円)			11,982,298	12,126,016	12,256,317
総資産額 (千円)			16,507,503	16,931,812	16,808,942
1株当たり純資産額 (円)			2,849.65	2,883.83	2,914.82
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額( ) (円)	20.04	10.38	11.36	27.28	65.94
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)					
1株当たり配当額 (円)	20.00	20.00	20.00	20.00	40.00
自己資本比率 (%)			72.6	71.6	72.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	86,370	228,201			930,597
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	51,007	48,669			111,563
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	123,136	120,422			233,409
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			3,861,627	4,137,731	4,535,025
従業員数 (名)			210	211	218

- (注) 1 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 4 第50期第2四半期累計期間、第51期第2四半期累計期間及び第50期第2四半期会計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- また、第51期第2四半期会計期間及び第50期における潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	211[1,352]
---------	------------

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託121名及びパートタイマー等の当第2四半期会計期間の平均人員1,231名(1名1カ月170時間勤務換算)は[ ]内に外数で記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【仕入及び販売の状況】

#### (1) 仕入実績

当第2四半期会計期間における事業部門別仕入高は、次のとおりであります。

事業部門別の名称	仕入高(千円)	前年同四半期比(%)
店舗販売部門	1,993,229	94.5
通信販売部門	124,317	102.0
その他の部門	8,971	96.9
合計	2,126,518	94.9

- (注) 1 金額は、仕入価格によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 販売実績

当第2四半期会計期間における商品部門別及び事業部門別売上高は、次のとおりであります。

##### 商品部門別売上高

商品部門別の名称	売上高(千円)	前年同四半期比(%)
毛糸	624,821	96.9
手芸用品	1,602,283	97.9
生地	1,145,597	101.9
和洋裁服飾品	1,354,110	101.7
衣料品	209,411	90.1
生活雑貨	459,468	102.7
その他	154,946	100.2
合計	5,550,639	99.6

- (注) 1 その他は、主に会員制による入会金の収入等であります。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

##### 事業部門別売上高

事業部門別の名称	売上高(千円)	前年同四半期比(%)
店舗販売部門	5,277,241	99.6
通信販売部門	259,926	99.4
その他の部門	13,471	99.4
合計	5,550,639	99.6

- (注) 1 その他の部門は、主に不動産賃貸収入であります。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または契約の締結はありません。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 業績の状況

当第2四半期会計期間における店舗展開につきましては、新規出店では手芸専門店「クラフトハートトーカイ」5店舗を開設し、退店では「クラフトハートトーカイ」2店舗を実施いたしました。この結果、当第2四半期会計期間末の手芸専門店は367店舗、生活雑貨専門店は23店舗で、総店舗数は390店舗となりました。

営業面につきましては、手芸専門店における店舗内ソーイングスクールを前事業年度末比15店舗増の61店舗へ拡大するとともに、ピースコーナー拡充のための改装を4店舗で実施いたしましたほか、店頭講習会の拡充を積極的に推し進めるなど、既存店の再生化と活性化を図ってまいりました。また、生活雑貨専門店におきましては、ギフト商品の提案強化を継続的に推し進めましたほか、レシートクーポンやダブルポイントなどの販売促進策の強化にも取り組んでまいりました。

商品面につきましては、羊毛フェルト作品を掲載した書籍を新たに発刊いたしましたほか、素材別の補修シートや生地用接着剤等の補修用商品群を「エコスタイル」として新規展開するなど、商品提案力の強化に取り組んでまいりました。商品部門別売上高では、衣料用生地やミシンの販売伸長に加え、拡充・強化いたしました和雑貨が好調となりましたことなどにより、生地、和洋裁服飾品及び生活雑貨は前年同四半期を上回りましたものの、毛糸、手芸用品及び衣料品につきましては前年同四半期を下回りました。

事業部門別売上高につきましては、店舗販売部門では全業態既存店売上高の前年同四半期比2.5%減収などから52億77百万円（前年同四半期比0.4%減）となりました。通信販売部門では2億59百万円（前年同四半期比0.6%減）となり、その他の部門は13百万円（前年同四半期比0.6%減）となりました。

これらの結果、当第2四半期会計期間の業績は、売上高は55億50百万円（前年同四半期比0.4%減）、営業利益は2億46百万円（前年同四半期比12.6%増）、経常利益は2億84百万円（前年同四半期比11.4%増）、四半期純利益は1億14百万円（前年同四半期47百万円の四半期純損失）となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ1億22百万円増加し、169億31百万円となりました。流動資産は7百万円増加し、固定資産は1億15百万円増加しております。流動資産の増加は、主に現金及び預金が3億97百万円減少しましたものの、商品が3億57百万円、その他に含まれております営業未収入金が86百万円とそれぞれ増加しましたことによるものであり、固定資産の増加は、主に差入保証金が75百万円減少しましたものの、建物1億33百万円の増加によるものであります。

負債は、前事業年度末に比べ2億53百万円増加し、48億5百万円となりました。流動負債は40百万円減少し、固定負債は2億93百万円増加しております。流動負債の減少は、主に支払手形及び買掛金が2億99百万円増加しましたものの、未払法人税等が2億17百万円、その他に含まれております未払金が99百万円とそれぞれ減少しましたことによるものであり、固定負債の増加は、主に資産除去債務2億96百万円の増加によるものであります。

純資産は、前事業年度末に比べ1億30百万円減少し、121億26百万円となりました。主に配当金の支払及び四半期純損失の計上により、利益剰余金が1億27百万円減少しましたことによるものであります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、第1四半期会計期間末に比べ2億13百万円増加し、41億37百万円となりました。

当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

営業活動の結果得られた資金は、2億58百万円（前年同四半期は3億37百万円の収入）となりました。主なプラス要因は、税引前四半期純利益2億63百万円、減価償却費56百万円、たな卸資産の減少額26百万円、差入保証金の減少額23百万円であります。主なマイナス要因は、賞与引当金の減少額77百万円、営業未収入金の増加額58百万円であります。

投資活動の結果使用した資金は、25百万円（前年同四半期は36百万円の支出）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出25百万円、無形固定資産の取得による支出1百万円、有形固定資産の売却による収入1百万円であります。

財務活動の結果使用した資金は、19百万円（前年同四半期は9百万円の支出）となりました。これは、リース債務の返済による支出19百万円であります。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、平成20年9月26日開催の定時株主総会において、「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）導入の件」について、その有効期間を3年間（平成23年9月に開催予定の定時株主総会終結の時まで）として承認され、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付行為があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きが顕在化しております。こうした大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該行為に係る提案内容や対象会社の取締役会からの代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、さらに対象会社の取締役会が大量買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大量買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社といたしましては、このような当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えており、このような者が現れた場合には、必要かつ相当な対抗手段を講じることが、必要であると考えています。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、下記口の当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるべく十分に検討されたものであります。したがって、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

イ．経営基盤の拡充について

当社は、昭和36年の会社設立以来、自社で独自に商品企画した絹糸類の手芸小売店及び手芸問屋への卸販売を主要業務としておりましたが、その後レース系等の企画・開発を行い、今日では手芸関連全般へと取扱品目を拡大いたしました。

店舗の出店におきましては、当社が直接運営する直営店舗方式に加えて店舗運営を委託契約する委託店舗方式の導入により全国的な多店舗展開を実現したほか、家族経営方式の商店が主体であった手芸店の常識を一変させ、昭和58年、ロードサイド型立地の店舗コンセプトを創出し、主要な幹線道路または生活道路に面した地域密着型の新しいロードサイド郊外型独立専門店を展開し、近年に至っては大型ショッピングセンター等の商業施設へのインショップ型の店舗展開を図っております。

販売形態におきましては、従来からの店舗販売に加え、昭和55年には籐工芸用品の販売を契機として商品カタログによる通信販売方式を導入し、さらに平成9年に実用系・癒し系の生活雑貨品の専門店の業態開発へと事業展開を推し進め、多くの顧客の支持を得て業容の拡大に努めてまいりました。

また、地域社会における顧客の多様化・個性化したニーズに応えられるよう、顧客のライフスタイルに合致した新商品の開発と人材の育成に努め、当社の店舗は多くの顧客の支持を得た地域一番店として認知していただくまでになっております。

#### ロ．企業価値の源泉について

当社は、毛糸、手芸用品、生地、和洋裁服飾品、衣料品及び生活雑貨を中核商品に、独自の戦略でチェーンストア・システムの構築を行っており、手芸専門店業態である「クラフトハートトーカー」、「クラフトワールド」、「クラフトパーク」等のほか、生活雑貨専門店業態である「サントレーム」による多店舗展開により、平成20年6月30日現在399店舗を46都道府県に展開しております。

当社の企業価値の源泉は、当社が独自に考案・構築した店舗運営を支援する自社企画商品の開発力・物流システム・情報システム・販売委託制オーナーシステムの仕組みであります。これらが一体となったSPA（製造小売業）型事業形態を志向したシステムとして機能したとき、高粗利率かつローコスト・オペレーションにより、高い収益性が実現します。

そして、これらの企業価値の源泉の基盤となっているのは、高付加価値を醸成する商品調達、商品企画・開発、店舗開発及び店舗運営を行う従事者並びに店舗オーナー等の人材です。これらの人材は、創業者精神のライフスタイル提案やビジョン・企業理念を共有したうえで、その能力をいかに発揮しております。

#### ハ．企業価値向上への取組みについて

当社は、創業者が希求していたライフスタイル提案型の創業者精神を継承し、多様な手芸用品を中心とした「ヒト」と「モノ」との関係性を常に探求しております。手づくりは、単に趣味の領域にとどまらず、社会的に意義のある産業分野であり、生きがい、生涯学習、さらにリハビリテーションに手先を使うというようなライフスタイルにまで関わりを有しております。近年、地球環境に対する意識改革、対応が行政及び産業主導で進められておりますが、手づくりすることやその普及発展を図ることもエコ思想に通じるものがあり、この分野における市場拡大が期待できるものと考えており、以下の三つの方針のもと、一層の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保・向上にまい進していく所存であります。

- a． 今後は、手芸という趣味の領域の幅と厚みを増やすため、手づくり材料としての商品販売のみならず、商品に係る手芸ソフト提案力を強化してまいります。そのために、「手芸の作る喜びと感動」を実感していただくといった啓蒙活動を通じて、手芸を掛替えのない創作活動の趣味にしていただくことにより、手芸参加人口の増加、ひいては手づくり文化の育成へつなげていけるものと考えております。
- b． 店舗販売事業における手芸専門店については、顧客動向の多様化・個性化傾向に対処するため、特定商品分野の強化及び店舗規模の適正化を行ってまいります。また、次なる成長を目指し、生活雑貨専門店のチェーン展開も始めております。さらに、地域のお客様のニーズに対応するため、単独出店の形態以外に手芸専門店と融合したコーナー出店の形態のチェーン展開も推し進め、店舗販売事業の第2の柱に育成してまいりたいと考えております。
- c． 通信販売事業につきましては、当社店舗において年間に来店される延べ約1,400万人のお客様と、店舗における会員制度による約120万人の会員様とともに、通信販売をご利用いただいている20万人のお客様に対し、通信販売と店舗販売との業態間の連携を図ることにより、双方の効率化と相乗効果を発揮する諸施策を実施してまいります。

## 二．コーポレート・ガバナンスと内部統制システム構築など社会的要請への対応

当社のコーポレート・ガバナンスについては、経営判断の迅速化並びに経営の透明性及び公正性の観点から、経営上の組織整備や経営陣に対する監視機能の充実を最重要課題として取り組んでおります。

当社は、少数精鋭による経営管理体制が最適であると考え、取締役の員数も必要以上に肥大化しないように定める（10名以内）とともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し迅速な意思決定と機動的な業務遂行を可能とする管理体制のもと経営効率の向上を図っております。また、法令遵守においては、毎月、取締役会の前に開催する経営会議において、説明責任と法令遵守の徹底を図っております。

監査役につきましては4名のうち3名を社外監査役とし、より独立した立場から取締役の意思決定及び職務執行を監視できる体制を整えております。

内部統制につきましては、社長直轄の内部監査室を設置し、必要な業務監査を随時実施するほか、内部監査室に加えて経営企画室、総務部及び情報システム部等で構成する管理部門では、法令遵守への対応、適正な労務管理、適切な情報開示及び社内情報管理等を担当しております。

今後も、当社は、株主の皆様、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様からの信頼を一層高めるべく、法令・ルールの遵守を徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努め、企業としての社会的責任を果たしてまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社としては、当社株券等に対する大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、平成20年8月7日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の具体的内容（以下「本プラン」といいます。）を決定し、平成20年9月26日開催の当社第48期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）にて、株主の皆様より承認、可決され、本プランを導入いたしました。

本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を害すると判断される場合の対抗措置を定めております。

### イ．本プランに係る手続の設定

本プランは、大量買付行為が行われる場合に、大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、当該大量買付行為についての情報の収集及び検討のための一定の期間を確保したうえで、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示するなどの対応を行っていくための手続を定めています。

### ロ．新株予約権無償割当て等の対抗措置

本プランは、大量買付者に対して当該所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様へ無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

#### 八．独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手續が進行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

#### 二．情報開示

当社は、本プランに従い、大量買付行為があった事実、大量買付者から十分な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、対抗措置の実施または不実施の決定の概要、対抗措置の実施に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時かつ適切に開示します。

本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

- イ．買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること
- ロ．企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること
- ハ．株主意思を重視するものであること
- ニ．独立性の高い社外者の判断の重視
- ホ．合理的な客観的要件の設定
- ヘ．独立した地位にある第三者の助言の取得
- ト．デッドハンド型買収防衛策ではないこと

#### (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

第1四半期会計期間末に計画中でありました重要な設備の新設計画のうち、当第2四半期会計期間に完了予定の手芸専門店3店舗は、5店舗に変更し実施いたしました。当第2四半期会計期間末までに完了した設備の新設は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	完了 (開店) 年月	設備の内容 (売場面積)	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
大宮ステラタウン店 他3店 (関東地区)	平成22年 10・11月	店舗新設 (1,198㎡)	11,595	( )	39,420	555 [ 14,850 ]	51,571	4
フォレオ博多店 (九州地区)	平成22年 11月	店舗新設 ( 336㎡)	2,521	( )	11,000	[ 4,350 ]	13,521	2

- (注) 1 土地面積の( )内は、賃借部分を内数で記載しておりますが、商業施設等のテナント店舗については、土地の面積を表示しておりません。
- 2 帳簿価額の「その他」欄は、器具及び備品であります。また、[ ]内は差入保証金及び長期前払費用の計上額を記載しております。  
 なお、金額には消費税等は含まれておりません。
- 3 従業員数には、嘱託及びパートタイマーは含まれておりません。
- 4 上記のほか、既存店改装等におけるリース契約による器具及び備品の年間賃借料は906千円であります。

また、当第2四半期会計期間末において、出店計画は次のとおり変更いたしました。

事業所名 (所在地)	事業の 部門別 名称	設備の 内容	投資予定額(千円)		資金調達 方法	着手予定 年月	開店 (完了) 予定年月	増加予定 売場面積 (㎡)
			総額	既支払額				
ゆめタウン倉敷店 他手芸専門店10店 (中国地区他5地区)	店舗販売	店舗新設	48,000		自己資金	平成23年 1～5月	平成23年 1～6月	2,845

- (注) 1 上記事業所名欄の手芸専門店は「クラフトハートトーカイ」10店舗及び「クラフトループ」1店舗であります。上記11店舗の投資予定額には、ファイナンス・リース、差入保証金等139,397千円を含めておりません。
- 2 増加予定売場面積は、すべて賃借面積であります。
- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,505,000	5,505,000	東京証券取引所 (市場第二部) 名古屋証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株でありま す。
計	5,505,000	5,505,000		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		5,505,000		2,375,850		2,526,080

(6) 【大株主の状況】

平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
後藤 薫徳	愛知県瀬戸市	1,253	22.76
後藤 千代子	名古屋市名東区	512	9.30
後藤 正己	愛知県愛知郡長久手町	354	6.43
藤久取引先持株会	名古屋市名東区高社一丁目210番地	161	2.93
藤久従業員持株会	名古屋市名東区高社一丁目210番地	118	2.14
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	92	1.68
虫賀 猶高	名古屋市名東区	59	1.08
株式会社名古屋銀行	名古屋市中区錦3丁目19番17号	57	1.04
株式会社愛知銀行	名古屋市中区栄3丁目14番12号	57	1.04
後藤 文彰	岐阜県羽島市	51	0.94
計		2,718	49.38

(注) 1 上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)

92千株

2 上記のほか、自己株式1,300千株(23.61%)があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,300,100		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,204,300	42,043	同上
単元未満株式	普通株式 600		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	5,505,000		
総株主の議決権		42,043	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式数には、自己保有株式72株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 藤久株式会社	名古屋市名東区 高社一丁目210番地	1,300,100		1,300,100	23.61
計		1,300,100		1,300,100	23.61

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,377	1,333	1,329	1,313	1,298	1,365
最低(円)	1,330	1,280	1,260	1,270	1,265	1,285

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第2四半期累計期間（平成21年7月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第2四半期累計期間（平成22年7月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第2四半期累計期間（平成21年7月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第2四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第2四半期累計期間（平成22年7月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がないため、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,217,731	4,615,025
受取手形及び売掛金	70,290	71,862
商品	5,881,778	5,523,976
貯蔵品	2,443	2,317
その他	1,081,164	1,032,056
貸倒引当金	2,434	2,107
流動資産合計	11,250,974	11,243,131
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	884,573	751,350
土地	1,660,806	1,660,806
リース資産（純額）	305,644	244,347
その他（純額）	80,723	86,349
有形固定資産合計	2,931,748	2,742,854
無形固定資産	100,267	117,864
投資その他の資産		
差入保証金	2,293,524	2,369,471
その他	355,315	335,662
貸倒引当金	17	42
投資その他の資産合計	2,648,822	2,705,091
固定資産合計	5,680,838	5,565,811
資産合計	16,931,812	16,808,942

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,429,151	2,129,456
リース債務	80,732	61,244
未払法人税等	128,023	345,300
未払消費税等	42,698	71,196
賞与引当金	32,752	36,450
ポイント引当金	313,545	310,530
資産除去債務	5,353	-
その他	723,545	842,208
流動負債合計	3,755,801	3,796,387
固定負債		
リース債務	232,013	189,827
役員退職慰労引当金	138,552	185,499
資産除去債務	296,630	-
その他	382,798	380,911
固定負債合計	1,049,994	756,237
負債合計	4,805,796	4,552,625
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,375,850	2,375,850
資本剰余金	2,526,080	2,526,080
利益剰余金	9,700,301	9,828,043
自己株式	2,470,574	2,470,574
株主資本合計	12,131,656	12,259,398
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,640	3,081
評価・換算差額等合計	5,640	3,081
純資産合計	12,126,016	12,256,317
負債純資産合計	16,931,812	16,808,942

(2)【四半期損益計算書】  
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
売上高	10,568,312	10,482,650
売上原価	4,161,742	4,020,653
売上総利益	6,406,570	6,461,997
販売費及び一般管理費	6,199,745	6,294,541
営業利益	206,824	167,456
営業外収益		
受取利息	1,615	1,416
受取配当金	489	576
協賛金収入	22,871	23,226
受取手数料	8,405	11,437
仕入割引	23,296	22,416
その他	10,996	12,739
営業外収益合計	67,674	71,812
営業外費用		
支払利息	1,284	2,698
減価償却費	941	884
その他	580	594
営業外費用合計	2,805	4,177
経常利益	271,693	235,090
特別利益		
前期損益修正益	3,000	-
固定資産売却益	-	566
受取補償金	6,470	-
債務免除益	2,690	-
違約金収入	3,000	3,300
その他	2	-
特別利益合計	15,164	3,866
特別損失		
過年度損益修正損	5,440	-
固定資産除却損	10,612	6,841
減損損失	162,598	7,195
店舗閉鎖損失	13,581	13,937
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	158,759
その他	19,362	-
特別損失合計	211,595	186,734
税引前四半期純利益	75,261	52,222
法人税、住民税及び事業税	138,405	105,955
法人税等調整額	21,134	10,087
法人税等合計	159,539	95,868
四半期純損失( )	84,277	43,645

## 【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	5,571,648	5,550,639
売上原価	2,171,268	2,109,913
売上総利益	3,400,380	3,440,726
販売費及び一般管理費	3,181,377	3,194,091
営業利益	219,002	246,634
営業外収益		
受取利息	899	769
受取配当金	458	554
協賛金収入	10,834	11,737
受取手数料	6,715	8,113
仕入割引	12,730	12,622
その他	6,575	6,490
営業外収益合計	38,213	40,287
営業外費用		
支払利息	698	1,460
減価償却費	470	442
その他	340	268
営業外費用合計	1,510	2,170
経常利益	255,705	284,750
特別利益		
前期損益修正益	3,000	-
固定資産売却益	-	566
貸倒引当金戻入額	1,210	-
違約金収入	-	3,300
その他	2	-
特別利益合計	4,213	3,866
特別損失		
過年度損益修正損	1,521	-
固定資産除却損	5,941	6,368
減損損失	162,598	7,195
店舗閉鎖損失	9,101	11,939
投資有価証券評価損	3,127	-
その他	645	-
特別損失合計	182,936	25,503
税引前四半期純利益	76,982	263,114
法人税、住民税及び事業税	95,622	76,446
法人税等調整額	29,115	71,941
法人税等合計	124,737	148,387
四半期純利益又は四半期純損失( )	47,754	114,727

## (3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	75,261	52,222
減価償却費	92,436	109,888
減損損失	162,598	7,195
賞与引当金の増減額(は減少)	2,017	3,698
ポイント引当金の増減額(は減少)	12,581	3,015
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	7,848	46,947
貸倒引当金の増減額(は減少)	56	302
受取利息及び受取配当金	2,105	1,993
支払利息	1,284	2,698
固定資産売却損益(は益)	-	566
固定資産除却損	10,612	6,841
投資有価証券評価損益(は益)	18,707	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	158,759
売上債権の増減額(は増加)	15,785	1,571
たな卸資産の増減額(は増加)	380,274	357,928
営業未収入金の増減額(は増加)	69,898	86,124
差入保証金の増減額(は増加)	65,810	76,877
未払消費税等の増減額(は減少)	31,004	28,498
仕入債務の増減額(は減少)	359,511	299,694
未払金の増減額(は減少)	45,456	103,382
その他	55,543	4,350
小計	347,281	94,279
利息及び配当金の受取額	810	738
利息の支払額	1,284	2,698
法人税等の支払額	260,438	320,521
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>86,370</b>	<b>228,201</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	45,337	45,223
有形固定資産の売却による収入	-	1,400
無形固定資産の取得による支出	5,744	4,846
出資金の回収による収入	75	-
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>51,007</b>	<b>48,669</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
自己株式の取得による支出	6	-
リース債務の返済による支出	18,008	36,326
配当金の支払額	105,120	84,096
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>123,136</b>	<b>120,422</b>
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	87,773	397,294
現金及び現金同等物の期首残高	3,949,400	4,535,025
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,861,627	4,137,731

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	当第2四半期累計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第2四半期累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ7,467千円減少し、税引前四半期純利益が167,142千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は290,235千円であります。

【表示方法の変更】

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末 (平成22年12月31日)		前事業年度末 (平成22年6月30日)	
有形固定資産の減価償却累計額	1,901,828千円	有形固定資産の減価償却累計額	1,758,412千円

(四半期損益計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)		当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)	
販売費及び一般管理費の主なもの		販売費及び一般管理費の主なもの	
貸倒引当金繰入額	1,248千円	貸倒引当金繰入額	1,327千円
給与及び賞与	1,745,886	給与及び賞与	1,868,905
賞与引当金繰入額	32,081	賞与引当金繰入額	32,752
退職給付費用	89,555	退職給付費用	94,069
役員退職慰労引当金繰入額	7,848	役員退職慰労引当金繰入額	19,441
地代家賃	1,710,839	地代家賃	1,686,898

前第2四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第2四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
販売費及び一般管理費の主なもの		販売費及び一般管理費の主なもの	
給与及び賞与	881,643千円	貸倒引当金繰入額	781千円
賞与引当金繰入額	32,081	給与及び賞与	927,258
退職給付費用	46,889	賞与引当金繰入額	32,752
役員退職慰労引当金繰入額	3,924	退職給付費用	48,690
地代家賃	857,394	役員退職慰労引当金繰入額	9,369
		地代家賃	852,204

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)		当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	3,941,627千円	現金及び預金勘定	4,217,731千円
預入期間が3カ月超の定期預金	80,000	預入期間が3カ月超の定期預金	80,000
現金及び現金同等物	<u>3,861,627</u>	現金及び現金同等物	<u>4,137,731</u>

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年12月31日)及び当第2四半期累計期間(自平成22年7月1日  
 至平成22年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期会計期間末
普通株式(株)	5,505,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期会計期間末
普通株式(株)	1,300,172

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年9月29日 定時株主総会	普通株式	84,096	20.00	平成22年6月30日	平成22年9月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間  
 の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年2月9日 取締役会	普通株式	84,096	20.00	平成22年12月31日	平成23年3月2日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、手芸用品及び生活雑貨等の店舗販売を主要業務とし、ほかに手芸用品及び生活雑貨等の通信販売並びに不動産賃貸を営んでおりますが、店舗販売事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、セグメント情報の記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号  
 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計  
 基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成22年12月31日)		前事業年度末 (平成22年6月30日)	
1株当たり純資産額	2,883円83銭	1株当たり純資産額	2,914円82銭

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額

前第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)		当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額( )	20円4銭	1株当たり四半期純損失金額( )	10円38銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
四半期純損失( ) (千円)	84,277	43,645
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る四半期純損失( ) (千円)	84,277	43,645
普通株式の期中平均株式数 (株)	4,204,833	4,204,828

前第2四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第2四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額( )	11円36銭	1株当たり四半期純利益金額	27円28銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失( ) (千円)	47,754	114,727
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失( ) (千円)	47,754	114,727
普通株式の期中平均株式数 (株)	4,204,833	4,204,828

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成23年2月9日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

中間配当による配当金の総額 84,096千円

1株当たりの金額 20円00銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成23年3月2日

(注)平成22年12月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払を行います。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月8日

藤久株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 松井夏樹 印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 蛭原新治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている藤久株式会社の平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第50期事業年度の第2四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年7月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、藤久株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

藤久株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松井夏樹印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 今泉誠印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている藤久株式会社の平成22年7月1日から平成23年6月30日までの第51期事業年度の第2四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成22年7月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、藤久株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。